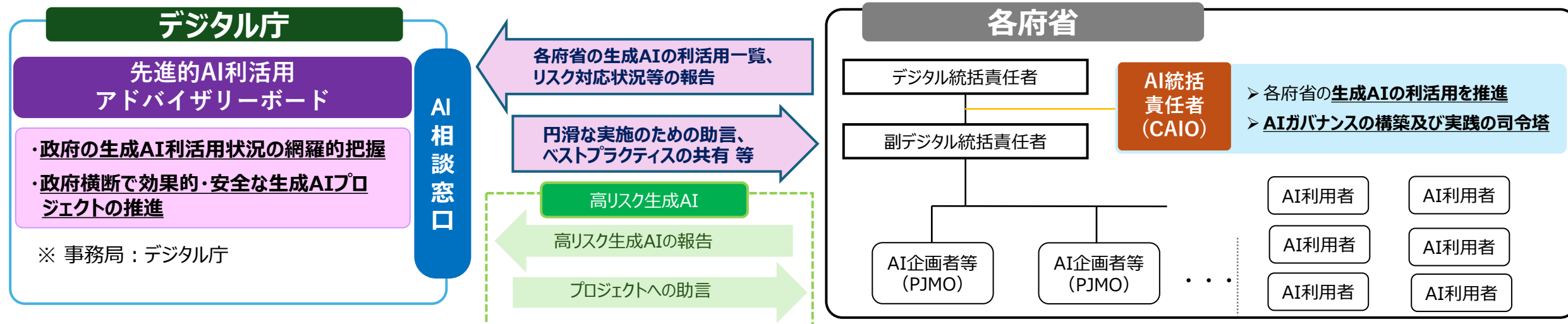


適用開始時期：令和7年5月目途に運用開始。

➤ 各府省に新たに設置する**AI統括責任者（CAIO）**が、生成AIの利活用を把握・推進、ガバナンス、リスク管理を総括。



※ 各府省生成AIシステムの①AI統括責任者（CAIO）、②企画者、③提供者、④利用者等毎にルールを規定

- AI統括責任者（CAIO）は、各府省の利用者（職員）に向けて生成AIの利用ルールを策定。
- 企画者・提供者は、本ガイドラインの「調達チェックシート」及び「契約チェックシート」を参考にして仕様書作成や事業者との契約等を行うことにより安全かつ品質の高い生成AIシステムの調達を確保。運用開始後も適切な利用や安全性や品質の確保を定期的に検証。
- 提供者及び利用者はリスクケースが生じた場合、適切に各府省AI統括責任者（CAIO）に報告し、提供者が必要な対応を実施。先進的AI利活用アドバイザーリーボードは各ケースの報告を受け、必要に応じ再発防止策等を検討。